

国際分類第9版対応の作成にあたり

「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」に基づく国際分類が、世界知的所有権機関（WIPO）で開催された第19会期ニース国際分類専門家委員会（2003年10月）及び第20会期ニース国際分類専門家委員会（2005年10月）において、国際分類第9版へ改訂することが決定されました。

また、我が国においては、小売業者等が使用する商標を役務に係る商標（サービスマーク）として保護するため、「意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）」によって商標法が改正されました。

この国際分類の改訂や商標法の改正に対応し、商品及び役務の区分を定める商標法施行令別表第一の一部改正（平成18年政令第342号 平成18年10月27日公布）とともに、商品及び役務の区分に属する商品又は役務について規定する商標法施行規則別表の一部改正（平成18年経済産業省令第95号平成18年10月27日公布）が行われたところであり、国際分類第9版に対応した改正部分が平成19年1月1日に、商標法の改正に対応した改正部分が平成19年4月1日に施行されます。

そこで、この度、これら政省令の改正に対応した「類似商品・役務審査基準」を〔国際分類第9版対応〕として作成することといたしました。

主な改正点は以下のとおりです。

(1) 国際分類の改訂に伴う区分の変更等について

法律事務及びその関連役務の区分を第42類から第45類に変更しました。

第14類に分類されていた「貴金属製商品」について、改正後は、主として宝飾・装飾用の貴金属製商品を第14類の商品として取り扱うこととし、それ以外の貴金属製商品は、用途又は機能に応じて分類することとしました。

その他、国際分類の変更等に対応して商品・役務に関する追加、削除、変更を行いました。

(2) 上記商標法の改正によって導入された小売又は卸売にかかる役務を追加しました。

この「類似商品・役務審査基準」が商品又は役務に関する審査の円滑な運用に資することを望みます。

平成18年12月

特許庁審査業務部商標課長

林 二 郎